

# 広域認定の課題と 廃棄物処理事業者の対応

～産廃処理事業者は、いかに認定制度に向き合えばよいのか～

木川 仁

(株)日本廃棄物管理機構 取締役

## はじめに

廃棄物処理法は、廃棄物の広域的な適正処理を推進するため、3つの大臣認定を特例(表1参照)として認めている。そのうち、最も認知度がある制度が「廃棄物の広域的処理に係る特例の認定」【広域認定または広域認定制度(以下、いずれかの表現を使用する)とも呼ばれている】である。

表1は大臣認定で取得できる特例制度を示すが、いずれの制度でも自治体の業許

可や施設設置許可が不要となり、都道府県を超えて廃棄物の処理やリサイクルを可能にする制度である。また、全ての認定制度ともに一般廃棄物(以下、「一廃」という)と産業廃棄物(以下、「産廃」という)、または双方の特例を取得することが可能となっているが、表1に示すように広域認定制度は他の認定制度に比較して、その対象品目も多種多様であるため、その応用展開性が高い。

表1 大臣認定で認められた特例

特例の名称	創設	概要	主な特徴
廃棄物の広域的処理に係る特例の認定 【広域認定】	平成15年 (2003年)	製品の性状や構造を熟知している製造事業者等が、本制度を利用して製品が廃棄物になった段階でその処理を担うことで適正かつ高度の再生処理を実施	※腐敗や揮発する等、その性状が変化して生活環境の保全上支障が生ずるおそれがない多種多様な品目が対象 ※他社と共同申請を行わない限り、基本的に他社品の取り扱い不可
廃棄物の再生利用に係る特例の認定 【再生利用認定】	平成9年 (1997年)	環境大臣が告示によって個別指定した廃棄物だけの再生利用の実施	※環境省告示で指定されている廃棄物のみ対象のため、また、認定される再生利用技術も限定的であり応用展開に乏しい
廃棄物の無害化処理に係る特例の認定 【無害化認定】	平成18年 (2006年)	アスベスト(飛散性と非飛散性)と微量PCBの適正処理の実施	※特殊な廃棄物のみが対象であり、極めて限定的な認定制度

## 環境分野における経営課題

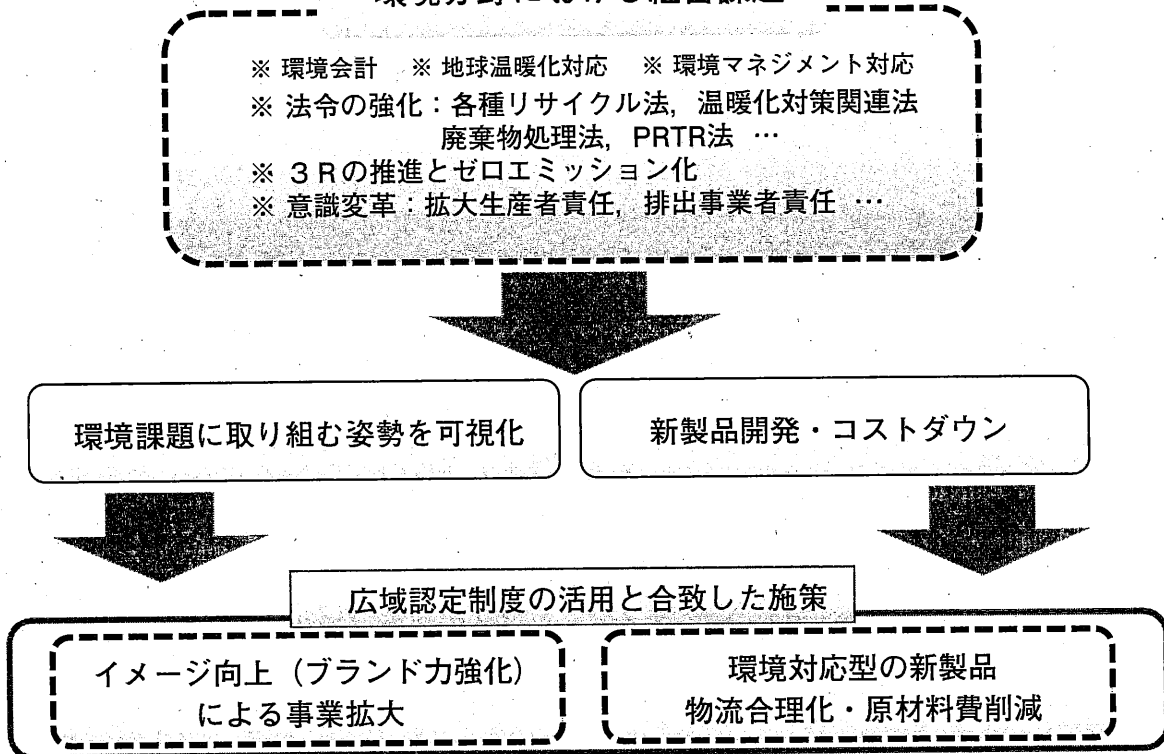


図1 製造事業者が広域認定制度に興味を示す理由

このように対象品目が広範囲な広域認定制度は、製品の性状や構造を熟知した製造業から見た場合、その処理方法やリサイクル方法を確立しやすく、また、ゼロエミッションを標榜できるため、経営的側面から見た時、重要な選択肢の一つになっている。

一方、廃棄物処理事業者から広域認定制度を捉えると、広域認定の名の下に廃棄物処理業の許可を持たない事業者が廃棄物処理を行うことが可能なシステムのため、極めて不愉快な制度に見えてくる。さらには、業許可や施設設置許可の認可権限を持つ自治体には、広域認定制度は管轄外との思いもある。つまり、廃棄物処理に携わる主なステークホルダーとなる排出事業者、処理事業者と自治体のうち、前者を除いた後2者は、広域認定制度に興味を示さないのが現状であろう。

こうした現状を見た時、今後、製造事業者を中心とした広域認定はさらに広がって行くのであろうか。また、現在の広域認定

制度が抱える課題は何であろうか。さらには、廃棄物処理事業者、特に産廃処理事業者は、これから広域認定制度とどう向き合えばよいのであろうか。以下、これらの疑問について考えてみたい。

### 今後の広域認定の動向

広域認定は、拡大生産者責任にのっとり、製造事業者自身が自社製品の再生または処理工程で効率的な再生利用を推進すること、および再生または処理しやすい製品設計への反映を進めて、ひいては廃棄物の適正処理を確保する、という目的で制定された制度だ。今後の広域認定制度の動向を考えることは、本制度の申請対象である製造事業者の経営課題を考えると同時に、その先にある解答を捉えておくことにあると考えられよう。

図1に製造事業者が抱える「環境分野における経営課題」を俯瞰的に捉えてみた結果を図示した。本来は、業界ごと、あるい

は個々の事業者ごとの経営課題を詳細分析することが必要と考えるが、ここでは、製造業という総括した単位で捉えてみた。読者の方々は、自分に関係ある業界、顧客などについて、同様な検討を行って頂きたい。

環境分野における現状の経営課題を列挙すると限りがないが、図1のように、製造事業者は、課題を解決するための具体的な戦略を考えながら、①環境問題に取り組む姿勢の可視化、②新製品開発・コストダウン、等に経営資源を投入している。

ここで、①の具体的な施策を考えてみると「イメージ向上あるいはブランド力の強化による事業拡大」が挙がってくる。また、②の施策としては、「環境対応型の新製品開発」や「物流や原材料の見直しによるコストダウン」が考えられる。そして、これらの施策に合致するのが「広域認定制度の活用」ということができる。つまり、広域認定を取得するとリサイクル推進企業としての企業イメージが向上する。また、動脈物流を廃棄物の収集運搬に活用でき、しかも製造事業者にとっては、品質や性状を熟知している原材料が安価に入手可能になるため、コストダウン戦略の一役を担うことができるようになる。こうして考えてみると、このようなメリットを持つ広域認定制度の活用は、製造事業の間で今後も増加することが容易に推察できる。

### 広域認定事業者が抱える課題

以上述べたように製造事業者には「よい事づくめ」のように見える広域認定制度は、制度自身や運用において問題はないのだろうか。2010年4月に改定された「広域認定制度申請の手引き」には、次のような文言<sup>1)</sup>がある。

…廃棄物の適正な処理を確保するため、認定に際しては、廃棄物の種類、広域的処理の内容の基準、人的基準及び施設基準の4つの観点からその対象範囲を定め審査が行われるとともに、

認定後においては処理基準の順守、帳簿の記載及び保存の義務等の通常の許可業者に準じた各種規定が適用されま

す。  
広域認定取得者は、何度も述べるが、基本的には、製造事業者等になる。ところが、製造事業者の主たる事業は製品や商品を製造・販売することであり、廃棄物処理については、ほとんどのケースで排出事業者になっている。廃棄物処理法は、排出事業者責任の履行を求めているが、ご承知のように、わずかの排出事業者を除いて多くの事業者は、その責務を処理事業者任せにしていることが多い。ここで、このような体質を持つ排出事業者が、広域認定を取得すると多くの問題が発生する。

申請の手引きに書かれた文言は、広域認定取得者は、収集運搬、中間処理と最終処分の全ての処理事業者になることを意味している。言い換えると、製造事業者は、ある日突然、「処理事業者が長年培って来た処理ノウハウを持って仕事をしろ」と言っているようなものである。

言い方はきつくなるが、排出事業者責任の意味を完全に理解していない製造事業者が、急に廃棄物処理法が求める処理事業者になれるのだろうか。我々は、製造事業者の広域認定申請を支援する仕事を行っているが、広域認定事業者として成功するためのキーワードは、「排出事業者責任の履行」と「処理事業者になりきること」であると思っている。

### 廃棄物処理事業者のかかわり方

処理事業者と同様の認可を持った広域認定事業者は、処理事業者と同等以上に全国で事業展開（収集運搬と処分事業）を行うことができるため、処理事業者以上の管理体制を構築した上で適正処理を推進することが求められよう。ところが、わずかの事業者を除いて、残念ながらその意識が薄いのが現状である。この傾向は、排出事業者

## 広域認定制度へのかかわり方と事業展開

参加の姿勢	積極的 ←————→ 消極的	無視
具体的施策	<ul style="list-style-type: none"> <li>※ 業務管理支援                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・申請, 帳簿, 契約</li> <li>・マテリアルフロー等</li> </ul> </li> <li>※ 事業支援                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業ネットワーク構築</li> <li>・リサイクル手段の提供</li> </ul> </li> <li>※ 顧客メリットの提案</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>※ 収集運搬の実施</li> <li>※ 回収拠点の提供</li> </ul>
今後の展開	<p style="text-align: center;">新規事業の創出</p> <p style="text-align: center;">顧客からの信頼性向上</p>	<p style="text-align: center;">顧客の囲込み</p> <p style="text-align: center;">新規業務の獲得</p> <p style="text-align: center;">顧客満足の提供</p>

図2 廃棄物処理事業者のかかわり方

責任に関する意識のレベルと比例するように思えてならない。

こうした現状を踏まえた時、広域認定事業者の支援を行える事業者は、廃棄物処理に長年携わって来て種々のノウハウを持つ処理事業者以外にないと考えている。図2は、処理事業者が、自身の顧客になる排出事業者が、広域認定を取得しようと考えていた時、そのかかわり方を考えたものだが、排出事業者が考える広域認定範囲に積極的に参加する方が処理事業者のメリットが大きくなると思われる。

図2は、廃棄物処理事業者、特に、産廃処理事業者が消極的な参加形態になるが、収集運搬を行ったり、業許可における積替保管に相当する回収拠点として機能するだけでも、次のような展開が可能になることを示している。

全国的な収集運搬は物理的に無理だが、自治体の収集運搬業許可がない領域で排出事業者から依頼された廃棄物

を運送することができるため、業許可取得地域外の顧客を掴める（営業活動が可能なる）。また、地域内で排出事業者を囲い込むことができる。

認定取得者から見た場合、廃棄物処理に精通した事業者が仲間にいるため、廃棄物処理における工程全体で安心して仕事ができる。

次に、積極的に広域認定に参加するケースを考えよう。

広域認定における業務管理（特に、マテリアルフローの予測や効率化等）支援や事業そのもののコンサルティングができれば、さらに大きなメリットを得ることができるであろう。この場合の展開は、次のようになると考える。

広域認定事業者との共同事業を推進した経験や実績から、産廃処理事業者にとって廃棄物処理事業の外側に広がる新規事業の展開が可能になる。

廃棄物処理関連の事業に関するノウハウを提供することにより、顧客との信頼感が増して、より良い関係を築くことができる。

### 産廃処理事業者が参加する広域認定

産廃および一廃の広域認定制度の認定を受けた中で、産廃処理事業者が認定に参加している事例を見てみよう。

社団法人日本消火器工業会は、廃消火器に関する産廃と一廃の広域認定を09年12月28日に取得した。同工業会が取得した認定は、今まで、個々の消火器製造事業者が持っていた広域認定を工業会全体で取得し直したため、工業会に参加している製造事業者の廃消火器は、どの事業者が処理をしても良い事になった。その結果として、全てのメーカーの廃消火器を運搬可能となったことで、回収時の煩わしさがなくなり、収集運搬と回収拠点の役割を担った産廃処理事業者が多数参加(図2における「消極的な参加」に相当)できた。彼らの中には、県全体で1社しかない回収拠点に選定された事業者もいる。このような事業者の中で今まで、産廃処理業の許可しかなかった処理事業業者も廃消火器に限っては一廃を取り扱うことが可能になったため、今まで営業ができなかった顧客(例えば、消防署や自治体事務所)に対する営業活動ができるようになったと喜ばれている事例もある。この廃消火器の取り組みは、始まったばかりであり、今後の取り組みが期待される。

05年11月、社団法人日本舟艇工業会は廃FRP船の産廃および一廃の広域認定を取得した。この認定では、産廃処理事業業者が、収集運搬だけでなく中間処理事業業者として参入(図2における「消極的と積極的の中間的な参加」に相当)している。この認定では、中間処理事業業者は船の解体や分別で大きな役割を果たしている。収集運搬だけでなく、製造事業者が考えているリサイクル事業の一役を担った事業支援を行ったケースとも言うことができよう。

### おわりに

本稿で述べた事例の外にも産廃処理事業業者が広域認定の範囲内で重要な役割を担っているケースは散見されるが、残念ながら、未だ積極的に広域認定をリードする事例は見られない。何度も述べたように産廃処理事業業者は、廃棄物処理法の「そもそも論」を理解すると同時に廃棄物やリサイクルの現場を熟知している。産廃処理事業業者は、顧客、特に製造事業者やその業界を解析しながら、広域認定制度を活用した事業展開を積極的に提案して行くことで事業拡大することもできる。その結果として、必然的に顧客から強い信頼を得ることができると考える。

広域認定制度は、産廃処理業界の敵ではない。一度、自分自身のかかわり方を真剣に考えてみてはいかがだろうか。

注1) [http://www.env.go.jp/recycle/waste/kouiki/manual\\_rev.pdf](http://www.env.go.jp/recycle/waste/kouiki/manual_rev.pdf)  
広域認定制度申請の手引き(改訂版)  
第1章 1.1制度の概要